

## 愛媛県教育委員会12月臨時会会議録

### 1 開会の日時及び場所

平成19年12月3日(月)午前10時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

### 2 委員定数

6人(欠員1人)

### 3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 山口千穂 委員 和田和子

委員 松岡義勝

### 4 欠席委員

教育長 野本俊二

### 5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 菅原正夫

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

保健スポーツ課長 大杉住子

国民体育大会準備室長 岡田清隆

### 6 会議の概要

#### (1) 開 会

委員長 午前10時00分開会を宣する。

委員長 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第3項の規定により、議案審議からは除斥されるので欠席である旨説明する。

委員長 議案第65号教育長の懲戒処分については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 非公開とする旨宣する。

#### (2) 議 事

##### 議案審議

委員長 議案第65号を上程する。

○議案第65号 教育長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 平成14年度から平成18年度までの間に県体協を通じて40競技団体に交付した競技力向上対策事業費補助金等が決められた対象経費外に使用されていた問題で、第一義的には県体協及び競技団体の不適切な事業執行に起因するものではあるが、県教委としても補助事業の実施に伴う県体協に対する指導・助言や事業実績の確認検査が不十分であったこと、また、社会に与えた影響も大きいことから、県教委の全体

的な監督責任を有する教育長を懲戒処分する原案を説明するとともに、関係職員を処分する旨説明する。

委員長 原案について意見を求める。

松岡委員 この時期に処分する理由を質問する。

教育総務課長 平成14年度から平成17年度までの競技力向上対策事業費補助金等の補助対象外経費等について県体協に返還命令を出していたところ、11月28日に返還金が、また、翌29日に延滞利息が県に全額納入され、補助対象外経費等返還の処理に区切りがついたので、職員の処分についても間を置くことなく実施することとした旨説明する。

教育次長 この問題について、他県の事例や県の同様の事例を勘案し、検討した結果、関係職員も処分することとした旨説明する。

教育総務課長 他県においては、補助金の返還額が695万円の事例があるが、この件についての関係職員の処分は所管課長1人が文書訓告処分であったこと、本県の場合は、他県の事例よりも返還金額が多額であるため、他県の事例相当以上の責任を問う必要があると思われるが、当時の所管課長が既に退職しており処分を行うことができないこと、本件補助金問題については県教委の執行体制にも十分でない点があったこと、及び県教委が公益法人である県体協の監督責任を有する立場にもあることからすれば、組織全体の管理責任を問わざるを得ず、原案とした旨説明する。

委員長 今回の問題について、関係者を刑事告発するまでには至らないと判断した理由を質問する。

国民体育大会準備室長 補助金等の詐取や私的流用が認められれば刑事告発も検討すべきであると考えますが、今回の問題は、競技力向上の目的に沿った使用をしていれば経費は補助対象となるとの誤認によるもので、確認検査においても補助金等の意図的な詐取や私的流用は確認できなかったこと、及び補助対象外経費等はすでに全額が県に返納され実害は生じていないことから、告発するまでには至らないと考える旨説明する。

委員長 県体協は県教委からの返還命令を受けて、11月27日に理事会を開催しているが、会議の結果を把握しているか質問する。

国民体育大会準備室長 県体協の理事会では、補助対象外経費等を県体協が一括して県に返還すること、及び各競技団体から県体協への返還金のうち、県教委が平成19年度に補助対象とした大会参加料や保険料、ユニフォーム代などについて、県体協が各競技団体を支援する方向で承認されたと聞いている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(3) 閉 会

委員長 午前10時20分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。